

## 石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書

今冬の灯油価格が過去最も高い水準となった平成20年に匹敵する高水準となるなど、石油製品の価格が著しく高騰し、石油製品への依存度が高い県内の農林漁業者、運輸業者、中小零細事業者は、大きな打撃を受けており、東日本大震災からの復興の途上にある地域経済に、さらなる深刻な影響が及んでいる。また、冬季の気象条件が厳しい本県において、灯油を初めとする生活関連石油製品の高騰は、仮設住宅等で居住する被災者はもとより、低所得者、経済的弱者を中心に、県民生活を圧迫している。

石油製品の高騰は、原油先物取引市場への投機的資本の大量流入等が原因と言われているが、現在の石油行政のあり方にも大きな問題がある。国は、行政不介入の立場を改め、欧米諸国と同様に、取引の透明化や取引高制限などの規制努力を行い、石油製品の適正価格と安定供給に国が責任を持つような体制をつくるべきである。

よって、国においては、次の事項について実施するよう強く要望する。

- 1 石油製品の適正価格と安定供給に関し、行政の責任と役割を明確にし、石油製品の供給量不足や流通の停滞が起きることのないよう監視するなど、必要な施策を早急に講ずること。
- 2 低所得者、経済的弱者の救済策として福祉灯油の実施に向けた支援施策を講ずるとともに、石油製品への依存度が高い農林漁業者、運輸業者、中小零細事業者への支援施策を拡充すること。
- 3 原油価格高騰の要因となっている投機的資本の流入への対応について、各国と連携し、投機を抑制するための規制を行い、石油製品の価格の適正化を図ること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長 あて  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
資源エネルギー庁長官